「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」（案）（概要）

第1章　はじめに（計画の策定にあたって）

１．策定の趣旨

大阪府における基本的な施策の方向性を示すとともに、取組を推進するための指針としての計画を策定。

２．計画の理念・役割

視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現をめざす。

３．計画の対象

　　　視覚障がい者、発達障がい者、書籍を持つことやページをめくること、眼球使用が困難である身体障がい者。

　　　聴覚障がい者、知的障がい者、高齢者、外国人等、読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮。

４．計画期間

令和3年度からおおむね5年間。

第２章　大阪府における現状と課題

１．視覚障がい者等の読書環境の現状

（１）大阪府内の対象者数と利用の現状

○身体障がい者手帳の障がい種別「視覚」は25,241人、「肢体不自由」は213,089人。（H30）

○学習障がいを理由に公立小・中・高等学校の通級による指導を受けている児童・生徒1,915人。（R1）

○府立図書館における障がい者サービス利用登録者は、約350人。（R1）

○府内点字図書館（府・大阪市・堺市・日本ライトハウス情報文化センター）登録者延べ約7,500人。

（２）視覚障がい者等が利用可能な読書手段

○家族や支援者等による読み上げ、公立図書館や点字図書館の対面朗読（リーディング）サービスの利用

○点字図書や触る絵本、LLブック、録音図書やデイジー図書等の利用

○拡大読書器の利用、OCR（光学文字認識）処理によりテキストデータ化した書籍や電子書籍の読み上げ

（３）大阪府におけるこれまでの取組

公立図書館、府点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実や対面朗読（リーディング）サービス等。

　　２．視覚障がい者等の読書環境の課題

ア．アクセシブルな書籍等は一般書籍と比べて発行数が非常に少ない。

イ．アクセシブルな書籍等は一般書籍の出版時に同時製作しても校正等に時間を要し、発行が遅くなるものが多い。

ウ．アクセシブルな書籍等は小説など文芸書の割合が高く、学習用図書や専門書は極めて少ない。

エ．一般書籍から点訳、音訳等を行う製作ボランティア等が不足している。

オ．点字ディスプレイやデイジープレイヤーなどの読書支援機器は高額なものも多く、給付制度が適用されず自費で購入する場合、負担が大きい。また、機器の使用方法習得には時間が必要である。

カ．障がい種別や等級等により、利用できる制度やサービスが制約される場合がある。

キ．多様な読書方法や公立図書館・点字図書館・サピエ図書館におけるサービスが十分に周知されていない。

ク．電子書籍はアプリケーション等によって電子書籍リーダー等の操作方法が異なる。また、読み上げ可能な形式のものは、発行済みタイトル数の４割程度にとどまっている。

第３章　基本方針及び施策の方向性

**資料4**

１．基本方針

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、すべての府民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざす。

２．施策の方向性と取組内容

＜方向性1＞アクセシブルな書籍等の充実（法第９、１０条）

（取組内容）

○公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の収集・製作の継続、製作したデータ等を国会図書館、サピエ図書館へ継続して提供するとともに、書籍・データ等の相互貸出を引き続き実施

○府立図書館における電子書籍の活用に関する調査・検討、無料コンテンツの紹介等

＜方向性２＞公立図書館等の人材育成・体制整備（法第９、１１、１５、１７条）

（取組内容）

○公立図書館・点字図書館等の職員を対象に、支援方法や読書支援機器の使用方法を学ぶ研修を実施

○学校における教職員間の連携、地域のボランティア等協力者との連携により、学校図書館の活用を支援

○公立図書館、点字図書館における点訳者や音訳者等の養成講座の開催、特定書籍、特定電子書籍等の製作ノウハウや基準等の情報共有

○府民への点訳・音訳資料製作過程の紹介等による、興味・関心を抱くきっかけ作り

＜方向性３＞利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実（法第９、１４、１５条）

（取組内容）

○図書館施設のバリアフリー化、読書支援機器等の整備及び利用サービスを紹介するリーフレット等の配付

○市町村における日常生活用具給付等事業への継続支援

○読書支援機器の利用及び入手方法の案内、使用体験講習会の実施

＜方向性４＞図書館サービスに係る情報発信（法第９、１０条）

（取組内容）

○利用しやすいアクセシブルなホームページの作成、アクセシブルな書籍等の体験型イベントの実施

○公立図書館、点字図書館、サピエ図書館、国会図書館の利用方法・サービス内容の周知

○医療機関や地域ボランティア、当事者団体、支援団体と連携した図書館サービスの情報発信

＜方向性５＞国、市町村との連携（法第５、９、１７条）

（取組内容）

○電子書籍等の一般書籍との同時出版、ボランティア主体となっているアクセシブルな書籍製作状況の抜本的見直し及び障がい種別・等級等の制約がある利用サービスの対象範囲の拡大検討について要望

○府及び府立図書館は、府内市町村における施策の推進を支援

第4章　おわりに

○本計画は府域における課題の抽出と当面の取組の方向性を示すための第一期計画として策定。

○読書支援サービスを知らない、または知っていても利用のハードルが高い当事者への周知と支援が最も重要。

○取組を着実に推進するため、市町村等の協力、公立図書館等における環境整備や施策の充実が必要。